

## 日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日立市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成31年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める施設)

第3条 条例第2条第10号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 事務所
- (2) 工場
- (3) 集会所、公園その他不特定かつ多数の者が日常的に使用する施設  
(ペット霊園の設置等の許可)

第4条 市長は、条例第4条第1項の許可をする場合はペット霊園設置（変更）許可書（様式第1号）を交付し、同項の許可をしない場合はペット霊園設置（変更）不許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(ペット霊園の設置等の協議)

第5条 条例第5条第1項の規定による協議は、ペット霊園の設置等に係る協議書（様式第3号）に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) ペット霊園申請予定者の住民票の写し（法人にあつては、当該法

人の登記事項証明書及び定款、宗教法人の規則又は寄附行為の写し)

- (2) ペット霊園を設置しようとする土地（以下「申請地」という。）付近の見取図等（申請地の敷地の境界から100メートル以内及び200メートル以内の区域を記載したもの）
- (3) 申請地の登記事項証明書
- (4) 申請地の地図等（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図及び建物所在図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。）の写し
- (5) 近隣住民等の名簿
- (6) 条例第11条第1号及び第2号に掲げる構造設備の配置図
- (7) 墳墓を設置しようとする場合は、当該墳墓の配置図
- (8) 納骨堂を設置しようとする場合は、当該納骨堂の配置図、平面図及び立面図
- (9) 火葬施設を設置しようとする場合は、当該火葬施設の配置図、平面図及び立面図並びに火葬設備の仕様書
- (10) その他市長が必要と認める書類  
(標識の掲示)

第6条 条例第6条第1項の規定による標識の掲示は、ペット霊園設置等の計画のお知らせ（様式第4号）により行うものとする。

- 2 前項の標識は、条例第7条第1項の説明会を開催する日の30日前までの日から条例第13条第2項に規定する検査済証の交付を受ける日まで掲示しておかなければならない。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、標識掲示届出書（様式第5号）に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 標識の記載内容を示す書類
- (2) 標識の設置場所を示す図面  
(説明会における説明事項等)

第7条 条例第7条第1項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ペット霊園申請予定者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) ペット霊園の名称及び申請地の位置
- (3) ペット霊園の施設の概要
- (4) ペット霊園の維持管理の方法
- (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 ペット霊園申請予定者は、説明会を開催する日の30日前までに、説明会の開催について近隣住民等に周知するものとする。

3 ペット霊園申請予定者は、説明会を開催する日の15日前までに、近隣住民等に対する説明会の周知方法及び周知結果を記載した書類を市長に届け出なければならない。

4 近隣住民等は、ペット霊園申請予定者に対し、次に掲げる事項に関し意見の申出をすることができる。

- (1) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から考慮すべきこと。

(2) ペット霊園の施設、構造又は設備に関すること。

5 前項の意見の申出は、説明会が開催された日から起算して14日以内に行うものとする。

6 ペット霊園申請予定者は、説明会を開催したときは、説明会実施報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に報告するものとする。

(1) 出席者の名簿

(2) 説明会の配布資料及び議事録

(3) 意見の申出があったときは、当該申出の内容及び協議の結果を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（協議の終了の通知）

第8条 条例第8条の規定による通知は、ペット霊園の設置等に係る協議終了通知書（様式第7号）により行うものとする。

（ペット霊園設置等の許可の申請）

第9条 条例第4条第1項前段に係る条例第9条第1項の規定による許可の申請は、ペット霊園設置許可申請書（様式第8号）に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

(1) 第5条各号に掲げる書類又は図面の記載事項に変更がある場合は、当該変更後の書類又は図面

(2) 法令又は条例に基づく許可、認可等を要する事項がある場合は、当該事項に係る許可、認可等を受けたことが分かる書類

(3) ペット霊園の使用に関する規程又はこれに準ずるものの写し

(4) ペット霊園の管理を第三者に委託する場合は、業務委託契約書の写し及び当該委託の内容を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 条例第4条第1項後段に係る条例第9条第1項の規定による許可の申請は、ペット霊園区域変更・墳墓等の新增設許可申請書（様式第9号）に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

(1) 変更の内容を明らかにした図面

(2) 変更に係る前項各号に掲げる書類

（ペット霊園の構造設備の基準）

第10条 条例第11条第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) ペット霊園の区域内に、必要に応じて門扉、管理事務所、休憩所、便所、駐車場、緑地帯その他の附帯施設を設けること。

(2) 火葬設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 空気取入口及び煙突の先端以外の部分が外気と接することなく燃焼することができるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備を設けること。

ウ 主燃焼室及び再燃焼室において発生するガス（以下この号において「燃焼ガス」という。）が摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留することができるものであること。

エ 主燃焼室及び再燃焼室に燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つことができる助燃装置を設けること。

オ 燃焼ガスの温度を測定することができる設備を設けること。

(工事着手の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、ペット霊園設置工事着手届出書(様式第10号)により行うものとする。

(工事完了の届出)

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、ペット霊園設置工事完了届出書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第13条第2項の検査済証は、ペット霊園設置工事完了検査済証(様式第12号)とする。

(ペット霊園設置者の地位の承継の届出)

第13条 条例第15条第3項の規定による届出は、ペット霊園設置者地位承継届出書(様式第13号)に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1) 譲渡による承継の場合 譲渡に係る契約書の写し、法人の登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)及び定款、宗教法人の規則又は寄附行為の写し

(2) 相続による承継の場合 相続人に関する次に掲げる書類

ア 全ての相続人を確認することができる被相続人の出生から死亡までに係る戸籍の全部事項証明書

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者があるときは、相続人全員からのペット霊園相続同意証明書(様式第14号)

ウ 相続を放棄した者があるときは、相続放棄申述受理証明書

- (3) 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により地位を承継した法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）及び定款、宗教法人の規則又は寄附行為の写し

（ペット霊園の申請事項の変更の届出）

第14条 条例第16条の規定による届出は、ペット霊園設置申請事項変更届出書（様式第15号）に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 法人の主たる事務所の所在地又は代表者の変更 当該法人の登記事項証明書
- (2) 構造設備又は附帯施設の変更 変更箇所を記載した図面
- (3) 業務委託の変更 業務委託契約書の写し及び当該委託の内容を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（ペット霊園の廃止の届出）

第15条 条例第17条第1項の規定による届出は、ペット霊園を廃止しようとする日の3月前の日までに、ペット霊園廃止届出書（様式第16号）により行うものとする。

2 ペット霊園設置者は、廃止しようとするペット霊園に墳墓又は納骨堂がある場合は、前項の届出に、当該墳墓又は納骨堂の利用者の同意書の写しを添付するものとする。この場合において、当該同意書の写しを添付することができないときは、その理由を記載した理由書を添付するものとする。

(移動火葬車の使用許可等の申請)

第16条 条例第18条第1項前段に係る条例第19条の規定による申請は、移動火葬車使用許可申請書(様式第17号)に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款、宗教法人の規則又は寄附行為の写し)
- (2) 移動火葬車の概要を記載した図面
- (3) 移動火葬車の自動車検査証の写し
- (4) 移動火葬車の保管場所を記載した図面
- (5) 主たる火葬場所付近の見取図(火葬場所から100メートル以内の区域を記載したもの)
- (6) 主たる火葬場所とする土地の登記事項証明書(主たる火葬場所とする土地を所有していない場合は、当該土地の賃貸借契約書の写し又は当該土地を継続的に使用できることを証する書類)
- (7) 火葬設備の仕様書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 条例第18条第1項後段に係る第19条の規定による申請は、移動火葬車火葬設備更新許可申請書(様式第18号)に前項第7号の書類及び図面を添えて行うものとする。

(移動火葬車使用許可書の交付等)

第17条 市長は、条例第18条第1項の許可をする場合は移動火葬車使用(火葬設備更新)許可書(様式第19号)を交付し、同項の許可をしない場合は移動火葬車使用(火葬設備更新)不許可通知書(様式



第20号)により通知するものとする。

(規則で定める標章)

第18条 条例第21条第5号の規則で定める標章は、移動火葬車許可標章(様式第21号)とする。

2 前項の標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、破損し、又は汚損したときは、移動火葬車許可標章再交付申請書(様式第22号)により申請し、再交付を受けるものとする。

(移動火葬車使用者の地位の承継の届出)

第19条 条例第23条の規定による届出は、移動火葬車使用者地位承継届出書(様式第23号)に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1) 譲渡による承継の場合 譲渡に係る契約書の写し、法人の登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)及び定款、宗教法人の規則又は寄附行為の写し

(2) 相続による承継の場合 相続人に関する次に掲げる書類

ア 全ての相続人を確認することができる被相続人の出生から死亡までに係る戸籍全部事項証明書

イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者があるときは、相続人全員からの移動火葬車使用者相続同意証明書(様式第24号)

ウ 相続を放棄した者があるときは、相続放棄申述受理証明書

(3) 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により地位を承継した法人の登記

事項証明書（履歴事項証明書に限る。）及び定款、宗教法人の規則  
又は寄附行為の写し

（移動火葬車使用申請事項の変更の届出）

第20条 条例第24条の規定による届出は、移動火葬車使用申請事項  
変更届出書（様式第25号）に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に  
定める書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 法人の主たる事務所の所在地又は代表者の変更 当該法人の登記  
事項証明書
- (2) 使用する車両の変更 次に掲げる書類及び図面
  - ア 変更する移動火葬車の概要を記載した図面
  - イ 変更する移動火葬車の自動車検査証の写し
- (3) 移動火葬車の保管場所の変更 変更する移動火葬車の保管場所を  
記載した図面
- (4) 主たる火葬場所の変更 次に掲げる書類及び図面
  - ア 変更する火葬場所付近の見取図（火葬場所から100メートル  
以内の区域を記載したもの）
  - イ 変更する火葬場所の土地の登記事項証明書（変更する火葬場所  
の土地を所有していない場合は、当該土地の賃貸借契約書の写し  
又は当該土地を継続的に使用できることを証する書類）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（移動火葬車の廃止の届出）

第21条 条例第25条の規定による届出は、移動火葬車廃止届出書  
（様式第26号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第22条 条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第27号)とする。

(改善勧告)

第23条 条例第27条第1項の規定による勧告は、ペット霊園改善勧告書(様式第28号)又は移動火葬車改善勧告書(様式第29号)により行う。

2 前項の規定によりペット霊園又は移動火葬車に係る勧告を受けた者は、当該勧告書に記載された期日までに、ペット霊園勧告事項改善報告書(様式第30号)又は移動火葬車勧告事項改善報告書(様式第31号)により改善状況を報告しなければならない。

(改善命令)

第24条 条例第28条の規定による命令は、ペット霊園改善命令書(様式第32号)又は移動火葬車改善命令書(様式第33号)により行う。

2 前項の規定によりペット霊園又は移動火葬車に係る命令を受けた者は、当該命令書に記載された期日までに、ペット霊園命令事項改善報告書(様式第34号)又は移動火葬車命令事項改善報告書(様式第35号)により改善状況を報告しなければならない。

(許可の取消し)

第25条 条例第29条の規定による許可の取消しは、ペット霊園設置許可取消通知書(様式第36号)又は移動火葬車使用許可取消通知書(様式第37号)により行う。

(使用禁止命令)

第26条 条例第30条の使用禁止命令は、ペット霊園使用禁止命令書(様式第38号)又は移動火葬車使用禁止命令書(様式第39号)により行う。

(公表の手續)

第27条 条例第31条の規定による公表は、同条第2項の通知をした日から14日を経過した日において、なお、当該命令の同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されるまでの間、次に掲げる事項を市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所(法人にあつては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 当該命令の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。